

タイトル名：全戸参加によるイノシシ被害対策への取り組み**対象地区名：諫早市高来町小船津（コブナツ）**

1．対象地区の概要

1) 小船津地区は、多良山系の裾野、高来町の中央部に位置し、国道207号及び長崎本線を跨いで、諫早湾小江干拓が展望される。

地形は北から南西へ緩やかに、約1キロメートル程の細長い三角形に拓かれ、区画整備された水田が団地化している。東側は小河川が流れ、西側は雑木や竹林等が帯状に連なっている。

農業は水稻が主で兼業化が進み、農業者は地区内20戸と他地区からの入作者15戸で構成されている。

2) イノシシによる水稻被害は増え続け、平成24年667千円、平成25年2,826千円と市内の集落単位での被害額では、上位にランクされている。

地区内の生産者からのイノシシ被害対策への声が多く聞かれることとなる。

3) 平成26年度にイノシシ被害対策として取り組まれた面積は11.6ヘクタールで、防護柵の長さは3,300メートルである。

2．具体的な取り組み

1) 地域における推進体制

諫早市有害鳥獣防除対策協議会（構成機関等：市・県・農業委員会・農協・農業共済・森林組合、猟友会等）を設置し、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の防除等に関して共通の認識と事業推進を図っている。

2) 指導体制

諫早市の有害鳥獣対策室を機軸として、各支所や振興局担当者並びに猟友会等との連携による現地での研修、捕獲、防護柵設置や保守、点検等の指導にあたっている。

3) 対策推進の過程

5月21日（水）市有害鳥獣対策室との対象地区の最終打合せ。

前年度被害額の多い地区を支援活動の重点対象として6地区を選定。

（注）重点対象6地区の支援に関して地区代表者を訪問した。

6月25日（水）、地区会長宅を訪問し、防護柵設置への支援を協議。

当地区の会長はイノシシ被害対策への意識が高く、訪問日に第一段階として研修会開催の投げかけに対し、その場で日程、時間、場所が決定した。

8月4日（金）、19時、地区公民館にて「イノシシ被害防止対策」研修会を開催した。

講師は市の鳥獣対策室が担当。対象地区の農業者20名、近隣地区の農業者6名が出席。

他地区からの出席については、イノシシ対策への意識の高さが伺われた。

8月19日（火）、26日（火）、防護柵設置箇所の点検

防護柵設置後の点検実施。役員3名対応。

当地区の取り組みの活動は、ショベルカーでの柵設置箇所の根っこ除去や地ならしにより、防護柵が強固にできていることと、約2メートル幅の帯状に拓かれており緩衝帯としての役割も果たしている。緩衝帯の設置は、山際の防護柵裾部分にイノシシの足跡や獣道が確認できた。

9月18日（木）、防護柵嵩上げ後のイノシシ侵入路調査。会長対応。

嵩上げ後の侵入路調査では、侵入形跡もなく、防護柵裾部分の足跡も確認されなかった。

3. 活動の経過と成果

1) 活動の経過

平成25年11月、市からのイノシシ被害対策事業の希望調査に対し、全戸集会を開き、取り組みへの合意が図られている。

平成26年5月上旬、役員会において、防護柵設置の取組みについて検討し、5月中旬に全戸集会を開き、全戸出役での取り組み、設置箇所の検討や雑草刈り等の作業日程が協議される。

5月下旬、31名の参加で、設置予定箇所の草刈りや竹林の伐採実施。作業時間は4時間。

8月4日、市役所、振興局、共済組合の連携によるイノシシ対策の研修会を実施。

参加者は、小船津地区20名、隣接集落から6名の出席。

8月17日（日）、8月18日（月）、防護柵の設置。

8月17日は34名の参加で、8時から17時まで作業。参加者の年齢、性別、体力等を勘案し、作業分担での取組み、また、西側の雑木林や竹林の箇所は、ショベルカー所有者に作業委託し、約2メートル幅で、根っこの除去や地均しが行われ、防護柵が効率良く、かつ、強固に設置される。8月18日は、17名の参加で、前日同様、17時まで防護柵の設置。未設置箇所が残る。

8月23日（土）、防護柵未設置箇所の設置。

26名の参加で、残りの防護柵の設置。作業時間は8時間。

防護柵設置予定の3,300メートルの設置が完了。

設置に要した人数と作業時間は、延べ77名、延べ作業時間616時間。

設置予定箇所の草刈りや竹林の伐採を加えると、延べ人数108名、延べ作業時間740時間。

防護柵設置に要した1ヘクタール当たりの作業時間は、圃場条件で異なるが、当該地区の場合64時間を要している。

8月24日（日）、防護柵設置後の仕上げ点検。

防護柵設置完了後の仕上げ点検と手直しを実施。5名の役員で実施。

9月8日（月）、イノシシ侵入路調査と獣道等の藪払い

9月4～5日、水田見回り時にイノシシ侵入の痕跡やイノシシ確認を踏まえて実施。

侵入路調査や獣道等の藪払いは、役員3名で実施。

9月14日（日）、西側の雑木林沿いの防護柵の嵩上げ。

獣道等の藪払いを行ったが、イノシシ侵入の痕跡が見られた。侵入路の特定は出来ず。

19名の参加、作業時間4時間で、防護柵の嵩上げ（約40センチメートル）を実施。

その後はイノシシの侵入はなく、実りの秋を迎えている。

今年の水稲のイノシシ被害は、限りなく「ゼロ」に近いとのことである。

2) 活動の成果

侵入防止柵設置における合意形成の成功事例

今日、農村地域においては兼業化の進行と相まって、個別主体による農作業等が「集落機能」を低下させ、集落のまとまりが薄れ、合意形成がとりにくい現状にある。

小船津地区の「まとまり」について、当該地区には従来から「柳原地区耕作者」組織があり、集落としての集まり等に対する意識が醸成されてきたものと思われる。

地区の諸々の取り組みへの合意形成が成功しているのは、多くの話し合いの「場の設定」が挙げられるが、当地区での成功は、インフォーマルな組織があり、地区のリーダー的な10名（男性のみ）で、毎月、9日の夜、公民館にて約2時間、酒を酌み交わしながら「夜なべ談義」が行われている。この「夜なべ談義」は、20数年前から行われていることである。

毎月の集会では地区の問題、課題解決の相談や取組み等へ地区リーダーのコミュニケーションの場ともなっている。それによって全戸集まりの場でも、会長の提案はリーダー（役員等）も良く理解しているため、質疑等に対する補足説明等の支援ができ、合意形成を得ることが無理なくできている。

合意形成がうまく得られていることの一つとして、構成員への金銭面や出役面での平等の対応である。防護柵設置は、地区対応のため、設置準備や設置作業の出役と草刈機やコンクリ用ドリルと発電機、ショベルカー、設置用の小道具などの調達費用が必要となる。

これらの資金調達は防護柵設置対象農家から負担金として、水田10a当たり3千円と全員出役時の欠席は、1時間に付き千円を徴収することが決められている。

調達された資金は少人数の出役に対する支払い（千円/時間）や機械等のリース費用に充てられている。

合意形成への取り組みを円滑にするため多面的機能制度を取り込み、「環境保全の会」組織を8月に設立し、イノシシ被害防止対策も当組織で運営することに決定している。

侵入防止柵の維持管理体制のルール化

集落組織としてイノシシ被害対策を強固にするためには、柵の保守・点検への取り組みが重要となってくる。定期的な防護柵の点検は、柵周辺の草刈と並行して実施することが取り決められている。草刈の時期は、田植え前の5月と盆前の8月、水稻収穫時期の10月である。

また、耕作放棄地の草刈も防護柵の草刈時期と同時に実施することとしている。

防護柵の点検で補修が必要な場合は、組織として対応することとしている。

4. 今後の展開

- 1) 集落としてのイノシシ被害防止対策への取り組みは、会長の卓越したリーダーシップによって、他地区よりも早く実践されている。柵の資材配布後、早急に柵設置が出来るように、事前の話し合い、打ち合わせや柵設置予定箇所の草刈など万全な準備態勢が整えられるなど、段取り良く取り組まれている。
- 2) 当面の課題は、現在、ルール化された草刈・点検がどこまで実施されるかである。
- 3) 防護柵内水田の遊休化防止への検討も進めることが必要と考えられる。
- 4) 将来的には、現会長のような卓越したリーダーの育成、後継作りである。



8月17日 イノシシWM柵設置の朝 (皆さん元気ハツラツの顔)



WM柵設置ルート of 竹林伐採



WM柵設置ルートをショベルカーで地ならし



雑木林の中のWM柵設置

WM柵設置後の状況

右は竹林の伐根

